

組合活動による肉豚の貸付共済制度と 共同出荷について調査

井上 正 小林 茂

1. まえがき

戦後10余年をへた今日、政府の高産振興策の強力な推進と、高産物消費の増加趨勢により、家畜の飼育頭数は、年々増加の一途をたどつており、養豚に於ても戦後8万頭に激減したもののが、現在では160万頭を算えるに至つた。之れは一面養豚技術の進歩に負ふところ大なるものが有り、養豚業の前途に光明を与えている。

然るに一方生産物の流通機構をみると、非近代性、非合理性は、養豚農家の生産意慾を阻害して、一株の暗いかけを投げかけている。そして最近農家の関心は増産技術より、むしろ如何にしたら自分達の生産したもの有利に販売出来るかという方向に向いつつある。

元来高産物、特に食肉の共同販売は、行れにくい原因が多く存在しているのであるが、近ごろ進歩的な農家の人々によつて、農協等の組織を中心として、不当な中間利潤を排すべく、古い生産、取引関係とたたかいながら、共同出荷への機運が高まりつつある。

東京都下においても、いくつかの農協により、共同出荷が行れており、具体的な内容については、いろいろの段階があるが、都下に於ける有数な養豚地帯である。西多摩郡羽村町、西多摩農協の肉豚の貸付共済制度と共同出荷の実態を紹介して今后の共同出荷への参考に供すると共に近郊養豚の一端を報告したい。

2 羽村町に於ける養豚の発展過程

(1) 羽村町の地理的背景

(イ) 地勢地質と気候

本町は西多摩郡の東部に属し、東は福生町、西は青梅市、南は多摩川を隔てて秋多町に、北は瑞穂町に接している。東西約38町、南北30町、面積は0.8平方里。

本町の南部を多摩川が東西に流れ、多摩川の北岸は若干の灌漑地を隔てて一段の高台となり、東西北にかけて一望広闊な、関東平野に連り、本町の主要部をなし、多くは畠地である。故に地勢は西北から東南にかけて河畔に向つて傾斜し、雨水等は殆ど多摩川に流入する為排水上く、湿润の憂かない。地質は二部に大別され本町の大部分を占める平野は第4期古層に属し、洪積層上り成り、土質は埴土、埴質壤土である。気候はその地型の上から、晩春時の霜害や、初秋に於ける暴風の被害も比

較的少い。年平均気温は13.3°C、年間の降水量は、約105mmである。



(口) 羽村町の現況

本町に於ける地目別面積は第1表の通りであつて、水田は約2%にすぎない。

第1表 地目別面積

北目別 部落名	樹園地	普通畠	水田	山林	その他	計
	町反	町反	町反	町反	町反	町反
川崎	26.6.1	77.2.0	0	18.3.2	14.4.7	136.6.0
五の神	6.9.6	31.2.5	0	10.5.5	3.7.3	52.4.9
東	7.5.0	46.6.2	0.9.8	24.5.9	7.6.2	106.6.1
奈賀	10.0.7	50.5.0	3.4.6	6.9.2	8.6.1	77.5.6
加実	27.7.7	11.9.9	4.4.5	31.7.6	15.3.0	191.2.7
小作	6.4.5	30.9.3	4.4.6	12.7.4	4.7.4	59.3.2
計	85.3.6	347.5.0	13.3.5	105.1.8	54.4.7	636.7.9

次に部落別家畜頭羽数は第2表の通りであり、一戸当たりの豚の飼育頭数は、五の神、加美、奈賀、小作、川崎、東の順となつてゐる。経営面積別農家戸数は第3表の通りで、3反歩以下が最も多く、次で、5反～1町、3反～5反、1町～1.5町の順となつてゐる。

第2表 部落別家畜頭羽数

家畜別 部落別	役牛	乳牛	豚	鶏	農家戸数	1戸当たりの豚 の飼育頭数
川崎	21	20	159	1,589	154	1.1
五の神	10	1	120	1,286	60	2.0
東	14	3	100	980	125	0.8
奈賀	25	7	191	747	123	1.5
賀美	72	28	334	1,818	180	1.9
小作	8	0	93	924	68	1.3
計	150	59	997	7,344	710	1.4

第3表 経営別農家戸数

営面積	農家戸数	割合 %
3反以下	240	34.2
3～5反	132	18.8
5反～1町	174	24.8
1～1町	99	14.2
1.5町～2町	44	6.2
2町以上	13	1.8

職業別戸数は第4表の通りであり、勤人其の他の中には純勤人と3反以下の兼業農家を含む。

第4表 職業別戸数

職業別	農業	商業	工業	医師、 神官、僧侶	勤人その他
戸数	400	900	30	50	1,400

又町の農産物の経済順位は、第5表の通りである。（単位千円）

これは31年度中の、年間の販売額で、豚が現全収入の第1位を占め、ついで、養蚕、麦類、甘藷、養鶏の順となつてゐる。

第5表 農産物の経済順位

豚	養蚕	麦類	甘藷	養鶏	牛乳	ソサイ	茶	馬鈴薯
23510	21,900	11,460	10,670	9,650	4,580	2,930	630	130

(2) 養豚の歴史

本町は、古来農村として、男子は平常、農業に従事し、女子は、家事の傍、機織を業とした。徳川時代には、茶、ナタネ、藍葉、綿、煙草、麻等を栽培して、これらの原料より、精製品を製造して、自家用に供すると共に売却して、生活費とした。養蚕は、明治に入り、時代の変せんと、村民の自覚により、長足の進歩をして、從来副業の一種に過ぎなかつたものが主産業となつた。明治12・13年頃より斯業の革新について、稍、意を用うるようになり、甲信越、及び、奥羽地方の蚕業の先進地を視察して、普及発達につとめた。その後、幾多の試練と経験をへて、本町の養蚕業は全国の雄をとなえるの盛況を呈し、同時に製糸、蚕種製造業も亦相次いで発達をとげ、養蚕地たるの面目を發揮するに至つた。しかし、その後時代の変せんと、経済界の変転により、次第に振わなくなつた。この農家経済の不振を救うために、主作物たる、甘藷、麦類等の自給飼料と、蚕蛹等を主体とした養豚が、昭和3年頃より盛となり、昭和5年養豚組合が設立され、當時、立川町にあつた、東京府種畜場、立川養豚場、及び神奈川高座郡より種豚を導入して、改良につとめた。しかし、昭和6.7.年頃には豚コレラの流行にあい、當時2500頭位飼育されていたのが、急に減少し、仔豚も山にする有様であつた。その後斎藤内閣の農村振興策により、再び飼育が盛となり、防疫にも大いに留意したので、飼育頭数も急激な増加をみた。当時は、繁殖豚の飼育が主であり、技術的にもすぐれた農家をえらんで重点的に飼育させ、仔豚は都内の専業者に売却し、一部は近県に移出していた。終戦後は飼料事情の悪化により、頭数は激減したが、この中残つたものが、其基礎となつて今日に及んでいる。

3. 西多摩農協養豚部の現況

養豚部は昭和27年に設され、農協組合員610戸の中、現在全戸が加入している。本養豚部は仔豚の生産、貸付、共済、販売を一貫して行つている。
肉用豚貸付共済規定の全 をあげると次の通りである。

肉用豚貸付共済規程

1. 本規程は村内に於ける養豚事業の発展を図り農家経済の安定に寄与する事を目的とする。
2. 本規程の適用は西多摩農業協同組合員に対象とする。但し支部養豚部委員の推薦により組合長の承認したものとする。
3. 本組合の貸付豚は肉豚として健全で将来発育良好と認められるものでなければならぬ。但し組合員への倉付は10頭を限度としてそれ以上の場合及び高額豚については別に組合長の承認を要する。
4. 本組合は借受者に対し養豚技術その他必要な情報を提供し借受者はその指示に従い貸付豚の飼養管理の責に任じこれに要する一切の経費及び損失を負担するものとし本組合の承諾なくして他人に譲渡することは出来ない。
5. 本組合の貸付豚を肉用として販売する時は本組合を通じて委託販売によるものとし必要に応じて販売前渡金を支払うものとする。但し販売方法については特別の事情により本組合の承認を得た場合は此の限りでない。
6. 本組合の貸付豚を肉用として販売した場合の代金の精算はその原価前渡金所定の利子及び販売歩合金を差引き借受者の貯金口座を通じて支払うものとする。
7. 本組合の貸付豚を飼育中種豚として使用する場合の代金の精算は貸付後9ヶ月以内にその原価に所定の利子を加算し組合へ払込むものとする期限後にわたる時は延滞利子を支払わねばならない。
8. 本組合貸付豚の傷病害盗難等の場合は直に本組合に連絡し適当な処置を講じなければならない。
9. 借受者の責に帰すべき理由及び事故のため貸付関係の継続が出来なくなつた場合は直ちにその原価に所定の利子を加算し組合へ払込まねばならない。
10. 本組合は貸付豚事故損失を相互に補填するため共済制度を設け借受者は貸付豚引取の際その原価の10%を附表契約書提出と同時に払回るものとする 但しその効力は契約の日の翌日から起算して7ヶ月とし共済金の最高額を5,000円までとする。
11. 前条の共済制度は左記の事故発生の場合にのみ共済金を支払うものとする。
 - (1) 病気による死亡(屠殺による死亡を除く)
 - (2) 外傷による死亡(屠殺による死亡を除く)
 - (3) その他不慮の災害によつて救うことの出来ない状態に陥つた時

(4) 盗難により1ヶ月以上生死不明の場合

(5) その他已むを得ぬ理由により死亡又は回復の見込みなしと相りに断定した時

1.2. 本制度により支払われる共済金は共済金に所定の利子を加算した金額に内もす。

1.3. 左の各号の1に該当する場合は借受者に対し貸付豚を返納させ又本組合に賃借料を賃
借せざることが出来る共済金についても支払を停止し又は返納せざるが由來を

(1) 借受者がこの規定に違反したとき

(2) 貸付豚に対する借受者の飼育管理の状況を不適当と認める時

(3) その他貸付の継続を不適当と認める時

1.4. 本規程の会計は一切本組合に帰属するものとする。

1.5. その他本規程外の細部については養豚部委員会の議決により別にこれを処理するこ
とが出来る。

附 則

1. この規程は借受者に対し貸付豚を引渡し契約した日より適用され本組合との間には借
関係の無くなつた時に失効する。

2. この規程中所定の利子とは金100円につき1日2銭(5/6)の前渡金の利子は3銭7分の
延滞利子については4銭とする。

3. この規程の改廃は養豚部委員会の意見を徵し理事会の議決による。

(1) 仔豚の生産と貸付

種雄豚は農協より貸付けし、川崎部落1戸、加美部落1戸の計2戸により飼育され
頭数は候補豚も加えて、一戸が4~5頭である。そして1戸が大体50~60戸の
繁殖家に種付を行つてゐる。1回の種付料は1500円で受胎が確実となると、そ
の5%を農協へ納める。そして仔豚が生産されると、その斡旋方を口頭で農協へ依
頼する。農協は第6表の用豚貸付申込書によつて、前もつて貸付を申込んでる肉
豚飼養農家へ通知する。

第6表 肉用豚貸付申込書

肉用豚貸付申込書

頭 数	見 込 金 額	希 望 月 日	備 考
頭	円位	月 日 頃	

貸付規程承認の上右の通り貸付方申込致します

申込者氏名

養豚部委員氏名

右貸付方希望につき適当と認め推薦致します

組合長 並木秀雄殿

西多摩農業協同組合

認印
組合長
参事
係

(印)

(印)

第2条の支部養豚部委員は全部で11名で、支部長、又は養豚の経験者が之にあたつている。この場合、貸付される仔豚は、必ず前記種雄豚により、種付されたものの仔豚に限る。又繁殖家が自家で生産した仔豚を、后述する仔豚原価の10%の共済掛金を農協に収めて、農協の貸付豚とする事も可能となつてゐる。これは、特に仔豚の危険率の高い夏期には考えられる事であり、又枝肉販売を希望する農家で行われてゐる。

仔豚の体重は、大体2.5メートル~3メートルであり、価格は時価で農協が決定し、貸付と同時に、第

7表の肉用豚貸付契約書を作成し、豚原価の10%の共済掛金を払込む。

そして貸付仔豚の右の耳に耳標を入れる。仔豚の貸付について、農協は手数料、その他は一切とらないが、貸付豚の利子は日歩2銭となつていて、仔豚生産者に対する仔豚代金は、直ちに農協の貯金口座を通じて支払れ、現金は渡されない。

第7表 肉用豚貸付契約書

肉用豚貸借契約書

肉用豚	
頭	頭数
	単価
	合計金額
	性別
	目標番号
	備考

昭和 年 月 日 付右の通り借受けました。つきましては別紙肉用豚
貸付規定を守り決して御迷惑はかけません。
后日の証として本書式通を作成し署名捺印の上各々巻通を保持する。

昭和 年 月 日

貸主 西多摩農業協同組合 組合長並木秀雄殿

借主 羽村町字 番地

保証人 羽村町字

番地

(印) (印) (印)

昭和31年4月より32年3月迄の貸付頭数と一頭平均の価格は第8表の通りで、3月と10月とが最も多い。品種はヨークシャー種が95%で、パークシャー種と一代雜種は5%以下であり、農協として、特別に奨励している品種はない。

第8表 貸付仔豚の月別頭数と平均価格

年月	頭 数	総 額	一頭平均価格
31.4	176	504,950	2,869
5	200	539,500	2,697
6	157	408,900	2,604
7	140	429,400	3,067
8	109	343,620	3,143
9	113	376,990	3,336
10	209	698,600	3,342
11	161	573,530	3,562
12	193	693,420	3,592
1	157	557,145	3,548
2	152	546,900	3,598
3	208	740,050	3,558
合 計	1,975	6413,005	3,276

(2) 共済制度

貸付豚の、事故による損失を補填する目的で、この制度が設けられた。

本制度は組合の養豚部を利用する農家の大きな動機となつており、確立農家の大部分が、組合利用の大きな利用の一つにあげていた。

掛金は仔豚代の10%で、之は貸付契約書と一緒に払込む。そして第11条の各号により、斃死、又は行方不明となつた時には、仔豚代金、及びその日迄の利子が共済金によつて支払われる。

2 病気、その他の事故により、出荷適期以前に、屠殺した場合には、その売払代金が、仔豚代と利子の合計の2倍以上になつたときは、貸付金の返済は、普通の方法による。

2倍に満たない場合には、売払代金の半分が畜主の収入となり、残りの半分が、仔豚代と利子に満たない分を共済金によつて支払われる。

例をあげて説明すると、3000円で貸付をうけた豚を、貸付后50日目に、8メで事故により屠殺したとする。

豚売払代金 5,600円

仔豚代 3,000円

50日間の利子 2銭×30×50=30円

畜主の収入 5,600÷2=2800円

共済金に上つて支払われる分

$$(3000円+30円)-2800円=230円$$

この制度は農家に非常に喜ばれている。

然し10%の掛金は多すぎるという声もかなり多かつた。特に年間50~60頭の貸付をうけて、一頭の事故もおこさないような熱心な農家では、養豚家の技術向上を促す意味からも、掛け金は5%に引下げて、あとの5%は、事故のあつた畜主が負担すべきであるという意見が強かつた。

(3) 肉豚の共同出荷

貸付豚が20メ以上になると、飼育農家は第9表の肉豚出荷申込書に上つり、その販売を農協に委託する。現在、農協の豚を取扱つているのは、T.及びH.の2人の豚商であるが、養豚部設立当時は、T豚商一人であつた。これはT豚商が、今迄に羽村町の大部分の豚を取扱つていたためであるが、その後、養豚部員の増加によつて、いわゆるH.豚商のツボ農家の要請によつて、町を東西の二つの地域に分けて、昭和32年1月より、東部をT.豚商に、西部をH.豚商に取扱わせる事とした。

第9表 肉豚出荷申込書

肉豚出荷申込書		
氏名	頭数	
頭数	頭	
希望月日	月 日 頃	
耳標	番	
販賣數	約 メ位	
屠殺月日	月 日	
備考		
上記の通り出荷方申込致します 昭和 年 月 日 西多摩農協謹		

農協は申込を取りまとめて、一週に1~2回、職員が業者の車に同乗して、農家の豚を集め、隣接の福生町の屠場で屠殺し、枯肉として業者に売渡す。この場合委託した農家は立会わない。

養豚農家は、従来の豚商との生体取引のときは、自分の豚がどの位の肉質や歩留があるのか、はつきりとわからなかつたが、共同出荷で、枝肉で売る場合には、一頭ごとに第10表のような、詳細な精算書がついてくるので、自分の飼育した豚がどの程度に仕上つたか、はつきりとわかり、今后の飼育上にも大いに参考となつていい。

第10表 肉豚販売代金精算書

肉豚販売代金精算書		
出荷者氏名	殿	枝肉程度
出荷月日	昭和年月日	トグル ランブル
耳標番号	第 号	脂 肪
生体貢数	貢 叴	備 考
枝肉貢数	貢 叴	
枝肉単価(100 叴当)		円
枝肉金額		円
皮		円
頭		円
内臓		円
合計金額		円
差 引	屠場料運賃	円
	手数料	円
	差引小計	円
	豚原価	円
	利子	円
	前渡金	円
	利子	円
差引精算金額		円
		左記の通り肉豚販売代金を精算し貢殿貯金 口座へ入帳致しましたから御在収下さい
		昭和 年 月 日
		西多摩農業協同組合

調査農家の大部分は、枝肉で売る方が生体で豚商に売るより、一頭について、1000円位手取りが多いといつてはいたが、一部には大差なく、むしろ豚商に売つた方がよいというものもあつた。然し、これは、大体肥商技術の下手な農家で、歩留肉質が悪く、生体売買の際の豚商の目算違いに上る結果と思われた。

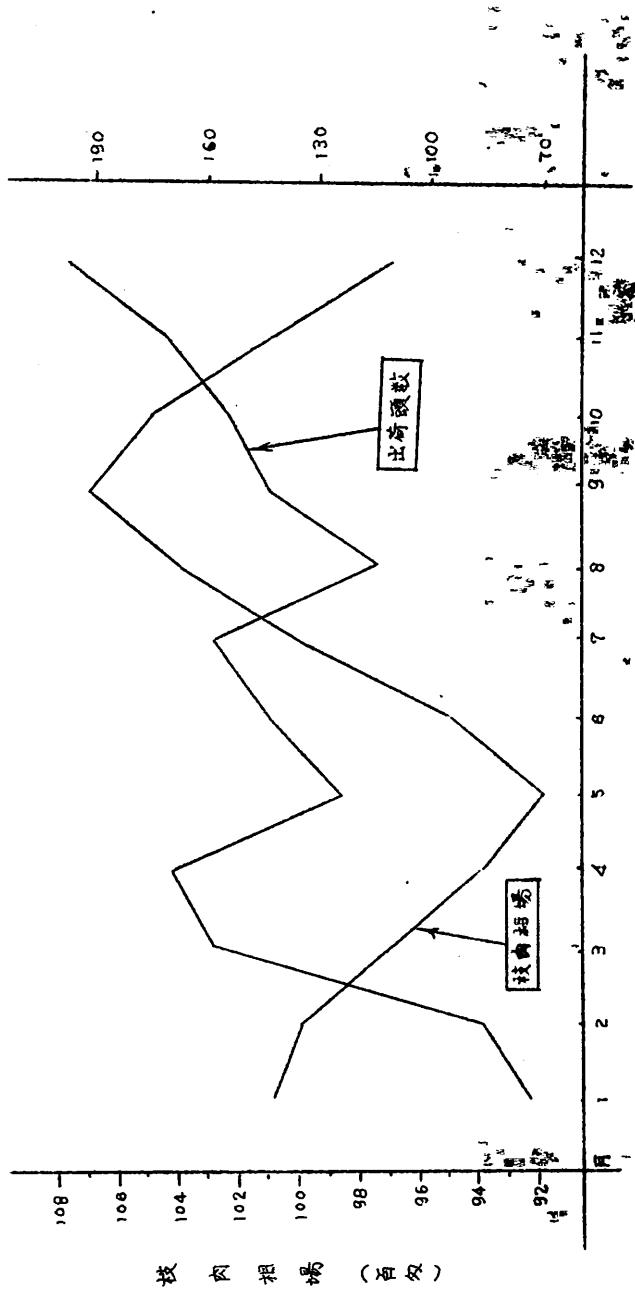
一回の出荷頭数は、大体10頭前后であり、昭和32年中に出荷した月別の頭数と芝浦屠場の枝肉相場の月別平均は第11表の通りである。又両者の関係を図示すると第1図の通りである。

出荷頭数は、一般的な出荷の傾向と同じように、年末と、梅雨期前に多くなつているが、又枝肉相場の高い時期をねらつて出荷したあともみられた。

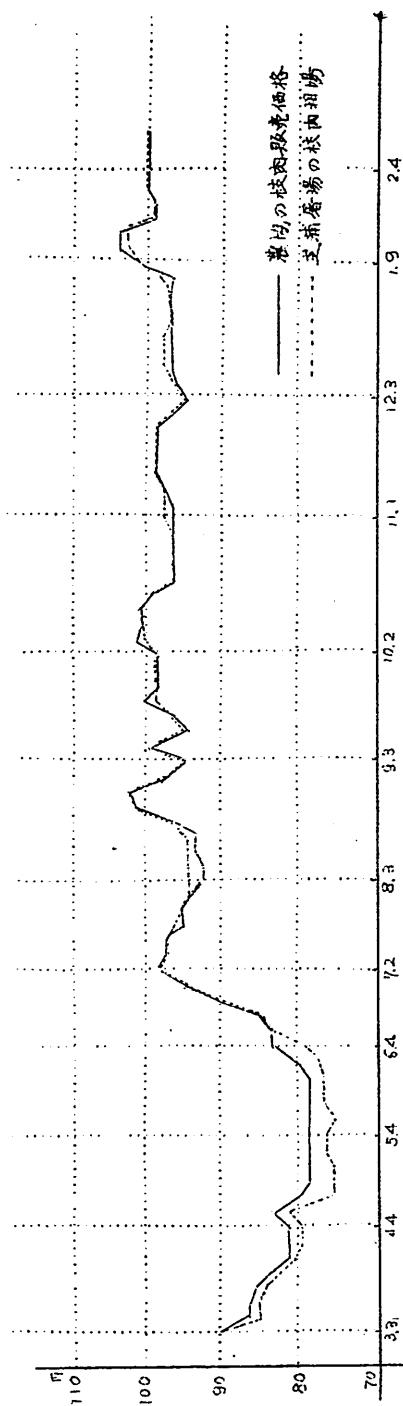
第11表 月別出荷頭数と枝肉相場(100匁)

月 別	出 荷 頭 数	枝 肉 相 場
3 2 1	7 3	1 0 1
2	8 6	1 0 0
3	1 5 7	9 7
4	1 6 8	9 4
5	1 2 3	9 2
6	1 4 2	9 5
7	1 5 7	1 0 0
8	1 1 5	1 0 4
9	1 4 2	1 0 7
1 0	1 5 4	1 0 5
1 1	1 7 0	1 0 1
1 2	1 9 7	9 7
計	1,682	平均 9 9

第1図 出荷頭数と枝肉相場の関係



第2図 芝浦市場の枝肉相場と農場の枝肉販売価格（S. 3.1.3～3.2.2.）



又年間の芝浦屠場の枝肉相場と、農協で販売した枝肉価格の最高値を、比較すると第2図の通りである。

農協の枝肉販売価格は、芝浦屠場の枝肉相場に比べて同値か、又はそれに極めて近い値であり、相場を上まわっているときもあつた。

4. 肥育畜農家の実態

(1) 調査農家

調査農家は、6部落より、養豚に熱心な農家を1部落2~3戸、計13戸えらんだ。これら農家の地目別経営面積、調査時の飼育頭数、及び単位面積に対する養豚頭数は第12表の通りである。樹園地は大部分が桑園であり、その他、茶、クリ等である。併育家畜の種類としては、乳牛細山羊を飼育するものが、1~2戸であり、鶏は大部分の農家が飼育している。

第12表 調査農家の現状(5.3.2.1.0.)

農家番号	普通畠	水田	樹園地	山林原野	豚飼育頭数		単位普通畠に対する豚頭数	併育畜頭数				
					雄	雌		乳牛	役牛	山羊	細山羊	鶏
1	6.0反	0	2.0反	0反	2	10	2	0	0	0	0	50
2	5.4	0	0	0	0	4	0.7	0	0	0	0	30
3	10.0	0	0	0	20	22	4.2	0	0	0	0	4
4	7.8	0	2.0	0	2	12	1.7	0	1	1	0	30
5	8.3	0	0	0	1	1	0.2	0	0	0	0	30
6	9.0	0	3.0	1.0	0	4	0.4	0	0	0	0	50
7	4.5	0	0	0	12	10	4.8	0	0	0	0	25
8	0.3	0	0	0	18	24	14.0	0	0	0	0	0
9	9.0	0	1.0	0	0	6	0.6	1	0	0	1	33
10	5.3	0	2.3	0	11	12	4.3	0	0	0	0	28
11	2.5	0	0	0	2	0	0.8	0	0	0	0	140
12	5.7	0	0	0	3	4	1.2	0	0	0	0	5
13	8.8	0	3.5	0	8	7	1.7	0	0	0	0	100

(2) 肥畜技術

(イ) 素豚の選定

品種は昔から飼ひなれたヨークシャー種が一番多く、95%を占め、残りの5%がパークシャーと、一代雑種であつた。一代雑種を飼育している農家の一部から、ヨ

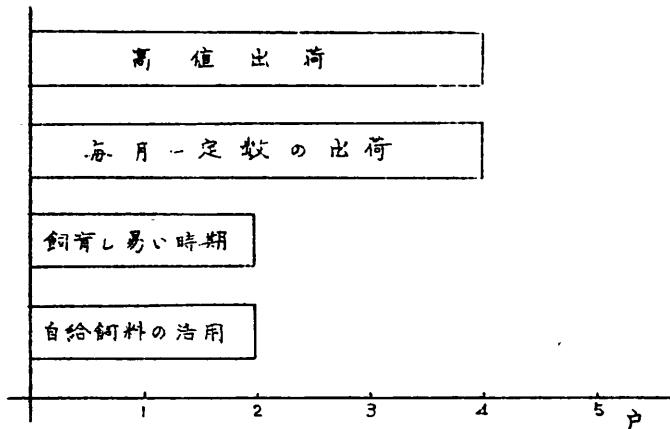
一クシャーより発育が劣るという声がきかれたが、これは本当の一代雑種でなくて
雜駁なものになつてゐる為ではないかと思れた。性別は去勢豚 79 頭に計して、雌
は 116 頭であつた。

仔豚をえらぶ場合、出来るだけ繁殖家をよく調べて、自分の気に入つた仔豚を貸付
けてもらうようにしている。

(ロ) 肥育の時期と期間

肥育時期選定の理由をあげると第 3 図の通りである。

第 3 図 肥育時期選定の理由



一番多かつたのは、相場の高い 2.3 月と 8.9 月の出荷を目標とするもので 5 戸、次
に、年間を通じて一定数を常時飼育して、豚舎をフルに活用し、毎月一定数の出荷
を目標とするもので 4 戸、次いで、よい仔豚が入手出来て、飼育し易い時期をえら
ぶのが 2 戸、自給飼料の多給出来る時期をえらんで飼育するのが 2 戸であつた。そ
して、飼育頭数が多くなる程、高値出荷を目標とするものが多くなり、飼育頭数の
少い農家は、自給飼料の利用出来る時期をえらんで肥育する傾向が強かつた。

月別の枝肉歩留を示すと、第 13 表の通りである。

第13表 月別の枝肉歩留(5.32.1~3.2.12)

月	主体重	枝肉量	枝肉歩留	月	主体重	枝肉量	枝肉歩留
1	25,400	18,100	71.2	7	22,700	15,900	70.0
	25,800	18,100	71.2		38,300	26,100	68.1
	25,600	19,300	75.3		29,500	19,900	67.4
	16,000	9,800	61.2		25,600	17,500	68.3
	26,000	18,300	70.3		23,700	16,200	68.3
	42,000	31,100	74.0		16,000	10,200	63.7
2	22,000	14,900	67.7	8	17,700	11,000	62.1
	26,900	19,000	70.6		25,500	18,100	70.9
	29,000	19,300	66.5		26,100	18,600	71.2
	24,000	16,400	68.3		26,000	18,500	71.1
	33,900	24,600	72.5		25,000	17,300	69.2
	27,000	20,200	74.8		22,000	15,500	68.1
3	21,900	15,800	72.1	9	23,100	15,400	66.6
	21,900	13,800	63.0		20,000	13,600	68.0
	21,200	15,800	74.5		22,300	15,200	68.1
	31,800	21,800	68.5		22,600	15,900	70.5
	34,000	23,000	67.6		21,500	14,500	67.4
	19,800	13,300	67.1		20,300	13,600	66.9
4	22,700	16,300	71.8	10	21,800	14,900	68.3
	22,600	16,300	72.1		22,000	14,600	66.5
	22,900	15,100	65.9		35,000	24,100	68.8
	21,200	14,300	67.4		36,700	26,100	71.7
	19,600	12,400	63.2		46,500	31,700	68.1
	25,400	17,900	70.4		25,700	17,800	69.2
5	23,600	17,000	70.4	11	22,000	13,900	63.1
	26,000	18,200	64.5		22,400	15,400	68.7
	27,000	18,900	72.0		23,000	15,800	68.6
	22,000	14,200	64.5		24,000	17,500	72.9
	38,700	27,000	70.0		19,500	12,700	65.1
	22,000	14,900	64.5		25,000	17,300	69.2
6	22,400	16,200	67.7	12	25,500	18,800	73.7
	23,500	16,000	68.0		21,500	19,100	69.4
	20,800	13,800	66.2		24,200	18,000	74.3
	24,300	17,600	72.4		25,000	17,000	68.0
	20,900	14,400	68.8		25,200	17,500	69.4
	20,700	13,400	64.7		23,700	16,100	67.9

枝肉歩留は74.8%から61.2%の間であつた。肥育期間は離乳後4ヶ月から、7ヶ月の間であり、平均5ヶ月で、夏期が幾分悪くなつてゐる。

出荷時の体重の目標は、22~23メートルが最も多く、25~26メートルを目標とするものは、調査農家13戸の中、2戸に過ぎなかつた。これは23メートル以上になると、飼料の利用率が劣り、不利となるので、22~23メートルで出荷するとの事だつたが、又一方では、余り早く出荷すると、仔豚代の金算りと、幼豚の管理に手間がかかるのでやはり肉豚の出荷適期である25~25メートル位まで飼育した方が有利であるという意見もあつた、故、32年中に出荷した100頭について出荷時の体重を5段階に分けて、各歩留を比較したが、その結果は、第14表の通りである。一番多いのは、25~30メートルで、ついで、22~25メートル、30メートル以上、20~22メートルの順で、一番少いのは、20メートル以下のものだつた。従つて枝肉歩留の点だけについて云えば、やはり、一般に肉豚の出荷適期とされている25~26メートルで出荷した方が有利と思われる。

第14表 出荷時の体重別による枝肉歩留の比較

出荷時の体重	枝肉歩留
20メートル以下	64.8%
20~22	67.1
22~25	69.1
25~30	70.1
30メートル以上	67.5

(ア) 肥育豚の飼養

(イ) 豚舎

豚舎、堆肥施設の状況は第15表の通りであつた。豚舎は、大部分が、独立した豚舎であつたが、堆肥舎、蚕室を利用しているものがあつた。1頭当りの坪数は0.4坪から1.5坪の間であつた。堆肥舎、その他を利用した豚舎には、通風、採光共に悪く、改造の必要が認められるものがあつた。

堆肥舎の全然ないものは4戸で、床だけあつて、屋根のないものが3戸あつた。

第15表 豚舎堆肥舎施設の状況

農家 No.	豚 舎		堆 肥 舎		排尿尿溜	1坪当り 坪 数
	ヤ ネ	床	ヤ ネ	床		
1	トタン	コンクリート	無	コンクリート	有	0.6
2	トタン	"	有	"	"	1.0
3	トタン	"	有	"	"	0.4
4	セメントカワラ	"	有	"	"	0.5
5	杉 皮	"	無	無	"	1.2
6	トタン	"	無	"	"	1.1
7	トタン	"	無	"	"	0.4
8	ルーフィング	"	無	"	"	0.4
9	トタン	"	有	コンクリート	"	0.4
10	セメントカワラ	"	無	"	"	0.5
11	杉 皮	"	無	"	"	1.5
12	杉 皮	"	有	"	"	0.7
13	セメントカワラ	"	有	"	"	0.4

(二) 飼料の種類

本町に於ける肥育飼料の主なものは、麦糠、甘藷、馬鈴薯、残飯、日替づるで、この他、大麦、大豆粕が少量となつてゐる。自給飼料の主なものは、甘藷、馬鈴薯等のいも類と、麦糠、甘藷づる等であり、麦糠は農協が精麦をやつており、その副産物として出来るので、これを利用している。残飯は立川、横出の駐留軍基地から、業者が落札したものを、2.3日分まとめて購入している。内容は相当濃厚なものでドラム罐一本50メートルで2600円位だつた。綠飼としては、小松菜、白菜、かぶ等である。

(三) 飼料の調理給与法

給与回数は、全部が一日3回で、午前6~7時、11~12時、午後4~5時であつた。給与の状況は、離乳後、1~2ヶ月の間は、大体残飯30~50%，甘藷20~50%で、残りの大部分が、麦糠で、之に少量の大豆粕、大麦を加えて、煮沸して与えている。いも類は、煮沸する手間がかかるので、離乳後1~2ヶ月の間は全然給与しないといふ農家が一戸あつた。又最初から、全然煮沸せず、甘藷、残飯、麦糠を、水で混合して与えているのが一戸あつたが、消化吸收や、伝染病の予防という点からも、幼豚期には煮沸して与え、又残飯は相當に濃厚なので30%以下にとどめておいた方が安全と思われる。又調査農家13戸の中、一戸であるが、

試験的に、養豚用人工乳を麦糠少量と混じたものだけで、離乳後15日間飼育しその後、残飯と、いも類を主とした飼料に切りかえる農家があつた。その結果は飼料費は、少し高くつくが、下痢をするものもなく、以後の発育によい影響を与えるとの事だつた。離乳後、1~2ヶ月以后は、配給の割合は、各々異なるが、残飯10~60%，麦糠、米糠等の糠類30~60%，いも類20~70%となつてゐる。残飯を少量しか使わない農家は、伝染病の予防という考えよりも、むしろ費用がかかり、又、駐留軍基地から放出されるものなので、何時入手困難になるか、わからぬので多量に使用しないという考えだつた。

自給度は、飼育頭数の少い農家は、概して高く、飼料費の40%以上に及ぶものがあり、年間を通じて、殆ど自給のいも類、麦類で飼育していた。経営面積に比して飼育頭数の多い農家の自給度は15%以下で、甘藷、馬鈴薯等のいも類は、肩だけでなく、出荷出来るものも、養豚飼料として使用している。そして、甘藷も、一俵300円位ならば、出荷するより、飼料とした方が有利であるとの事だつた。

緑飼は時々、小松菜、白菜、カブ等を少額給与するだけで、毎日一定量給与している農家は、一戸もなかつた。カルシウム剤は、殆どの農家が給与せず、僅かに2戸の農家が、離乳後1~2ヶ月給与しているに過ぎなかつた。これは残飯を多量に使用しており、その中に、鶏等の小骨が、相当含まれているので、特別に給与する必要がないだらうと思つてゐるが、濃厚飼料だけに依存し、緑飼を殆ど給与しない飼育法では、やはり、カルシウム剤の給与が必要と思われる。

以上、飼料の種類と給与の方法について種々検討して來たが、いも類、糟糠類に残飯といふ、飼料の給与法を10年1日の如く、守りつづける事なく、抗生物質や、抗甲状腺物質等、発育及び肥育促進剤等もとり入れて、自分の経営に適するかどうかを試みる位の積極さが欲しいと思われた。

(4) 肥育豚の管理

豚体の手入れを行つてゐる農家は、13戸中2戸で、これも1ヶ月に2~3回行うに過ぎず、他の11戸の農家は、全然行つていなかつた。

豚舎の消毒は、全農家が、年2~3回、肥育豚を出荷したときクレゾール等で実施していた。

駆虫薬は2戸が全然投与していなかつたが他の11戸は入豚後1~2ヶ月の幼豚

期に1～2回与へているが中豚期には全然駆虫していなかつた，尚当場古寺技師の協力により虫取検査を行つたが最も多く見られたのは蛔虫と大腸バランチデウムで次いで糞桿虫鞭虫等であつた。

飼料の交換は暖期で1～2日に1回寒期で3～7日に1回であつた。7～8月の酷暑の時期には全然飼料を使用せず豚房の水洗を行つてゐる厩肥は全部自家の畑に使つてゐるが経営面積の少い農家では他家に踏込みをやらせているのが1戸あつた。

材料の主なものは稻藁と麦桿で殆んど総べてが自給であるがこの他山林の落葉を補足的に使つてゐた、落葉は山林原野を持たぬ農家では一反歩500～600円で購入して自家労力によつて集めて使用してゐた。

給飼に要する時間は1日30分から3時間の間であり飼育頭数が多い程1頭当たりの所要時間は短くなつてゐる豚舎の清掃時間は1回20分から2時間の間であつた。

(五) 肥育豚の衛生

豚コレラの予防注射はすべての農家が実施していた最も多い疾病は消化器系統の疾病で食中毒腸クタール等で次いで寄生虫豚丹毒，拘僂病，感性等であつた。

肥育豚の経済

肥育豚の収支決算は調査農家13戸の中経営面積1町歩で42頭飼育の1戸3農家と1反歩で6頭飼育の9農家と5.7反歩で7頭飼育の12農家について行つたその内容は第15表の通りである。

飼料費の中購入飼料は麦糠・大豆粕・大豆粕・残飯で自給飼料は大豆・甘藷・馬鈴薯・青刈とうもろこし等である。

飼料管理費は1日8時間400円とした。

衛生費は豚コレラ等の予防注射と駆虫剤とBHC, DDT等の消毒防除の費用である。

飼料は稻藁1貫匁15円，麦桿10円，落葉10円とした。

諸器具費は刷毛バケツフォーク飼槽等である。

厩肥は1貫目5円とした。

各農家共に支出のうち最も多いのは飼料費で大体60%以上を占め次は仔豚代労費飼料代運賃屠場料共済掛金畜舎消却費手数料の順となつてゐる。

第16表 肥育豚の経済計算表

農家番号 肥育期間	3		9		1 2	
	3.3.0 ~ 9.2.7	実数 指数	4.3 ~ 9.5	実数 指数	5.1.7 ~ 9.1.7	実数 指数
飼料費	11,652	65.3%	12,420	65.3%	7,520	55.4%
購入	10,152	87.2	9,900	79.6	5,604	74.5
自給	1,500	12.8	2,520	20.3	1,916	25.5
仔豚代	3,200	17.9	2,300	17.3	3,000	22.3
労働費	1,100	6.2	1,330	7.0	1,040	7.8
敷料費	520	2.9	675	3.7	390	2.8
農具費	180	1.0	65	0.3	100	0.7
衛生費	208	1.2	134	0.9	84	0.6
燃料費	0	0	0	0	285	2.1
共済掛金	320	1.8	330	1.7	300	2.2
利子	115	0.6	102	0.5	72	0.5
屠場料	150	0.8	150	0.8	150	1.1
運賃	250	1.4	250	1.3	250	1.8
手数料	162	1.0	162	1.0	122	0.9
畜舎償却費	0	0	65	0.3	240	1.7
計	17,857	100.0	18,996		13,553	
肉豚売却代	16,297	89.1	18,047	87.3	12,884	86.8
豚肥代	2,000	10.9	2,625	12.7	1,950	13.2
差引	+ 440		+1,676		+1,291	

備考

16.9 農家の収入が最も多いがこれは肥育期間は5ヶ月で飼料の自給率は20.3%屠内の歩留肉費共に良好で売上代金が多かつた為である。

5. 結び

養豚の生産及流通機関において豚商の果す役割は全国どこでも極めて大きいが西多摩農協がこれら豚商に代つて羽村町の養豚を迎営するに至つた原因を探り今後の組合活動の参考としてみたい。

- 当組合が金融産業の両面に於て相当な実績を上げ都下に於ける有数な堅実組合とされており組合幹部に対する組合員の信頼も極めて厚いこと、そして貸付と共同出荷

を推進して行く上に於ても無理押しをせず組合員の自由意志に任せており組合員も自分等の農協が行つている事業なのだから出来るだけ活用し育てて行こうという気持が強いこと、組合の有力な事業の一つである精麦の副産物である麦糠を組合員に貸付けて、飼料面でも密接な連がりを持つていること。

2. 貸付豚の最終段階である肉豚の処理を1人乃至2人の豚商を指定したこと、一般的に家畜商1人当りの取扱頭数は漸減の傾向にあり年間50頭以下が大部分を占めているが、この事は1頭の家畜取りから不当な中間利潤を得なければ家畜商の生活を維持して行く事が困難となり農家に対する買いたたきの原因となつている。しかるに当組合が年間に出荷する肉豚は約1,600頭でこれを1人乃至2人の豚商に処理させることによつて組合員農場豚商の三者が共通した利益の上に立つて事業の運営をして行く事が出来たこと、このことは枝肉の販売価格が芝浦の枝肉相場と等しいか又は極めて接近した価格である事によつても明らかである。そしてこの指定商人が從来羽村町の豚の大部分を取扱つていたので他の豚商との摩擦がなかつたこと。
3. 養豚の経験年数20年～30年の人を支部養豚部委員として組合員がこの委員を中心として技術の交換を行ひ横の連絡が密接なこと。

以上のように西多摩農協養豚部は設立以来5年の才月を経て共同出荷への途を順調に歩み出荷頭数も設立当時の年間約250頭から1,600頭に増加したが今後前途にお多くの問題点を含んでいるように思はれる。

先ず第一、に飼育頭数は年々増加し組合の目標も一応4,000頭という事になつてゐるが全國的に飼育頭数が増えて生産過剰となり価格の暴落に直面したときの対策が出来ているかどうか、この事については組合幹部も前々から具体策を考へ次の二つの策を持つてゐる、一つは生産と消費を直接結びつける事である。これは大消費地に直結した、生産地であるという地の利を利用して食肉販売店、加工工場を持つ事である。然しこれは前述した通り枝肉の販売価格が比較的高い事が更に有利な処理の方法を考へるという積極的な意慾を阻害していると組合の共同出荷によつて処理する肉豚の数は現在のところ1ヶ月せいせい120～140頭であり当組合だけで食肉販売、加工工場を設立しても運営して行く事は不可能であるという理由で以下のところ実現の見込はない。

第二の案は肉豚の飼養を種豚育に切りかへて仔豚生産地として他府県にまで広く仔豚の移出を行なはんとする策である。この策については既に32年3月神奈川県千

葉県、静岡県より雄4頭雌43頭の種仔豚を導入し種豚の改良に力を入れている。

次に技術的な面であるが豚肉生産費の中飼料費は大部分の農家が60%以上を占め自給度も20%前後であるが生産費の軽減を図るために積極的な飼料作物の栽培計画を樹てたり農場残渣物の有効な利用方法を考へる必要があると思はれる。又多量の残飯を使用しているがこれは近郊養豚の飼料対策としては良い事と思われるが肉質に及ぼす影響を考へるとその給与量の給与の方法に一考を要するものがあると思われる。

次いで飼育豚の品種、出荷の時期についても更に検討する必要があると考える。

以上西多摩農協養豚部並に組合員の現状と将来の問題点及びその対策について種々検討して来たのであるが将来養豚によつて發展して行こうとするならば種豚飼育にしても肉豚飼育にしても更に一段と技術の向上にはけむと共に豚肉の自家消費という食生活改善について考える事も必要と思はれる然し兇横の問題としては組合幹部も指摘したように組合活動による共同出荷は单一農場だけの共同出荷に終る事なく一つ一つの共同出荷がまとまつて町から都へ都から都道府県へそして最後には全国を一つにした共同出荷が実現してこそ始めて計画的な生産と出荷が可能となり価格の安定性も得られて農民も安心して生産に取り組みが出来ると考える。